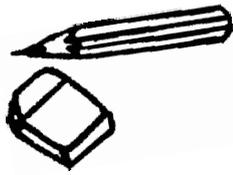


南関町
子どもの読書活動推進計画（第3次）



令和6年（2024年）3月

南関町教育委員会



もくじ



第1章 南関町子ども読書活動推進計画（第3次）策定の概要

- 1 計画策定の背景・目的 . . . P 2
- 2 計画の期間 . . . P 2

第2章 第2次推進計画期間の取組みにおける成果と課題

- 1-1 第2次推進計画期間における取組（継続事業） . . . P 3
- 1-2 第2次推進計画期間における取組（新規事業） . . . P 6
- 2 第2次推進計画の期間満了に係る実態の把握 . . . P 8
- 3 第2次推進計画の取組みにおける成果 . . . P 17
- 4 第2次推進計画の取組みにおける課題 . . . P 19

第3章 計画の基本的な方向

- 1 基本理念と目標 . . . P 20
- 2 目標達成に向けた施策および基本方針 . . . P 20

第4章 具体的方策について

- 1 家庭・保育施設・学校・図書館・その他関係機関等の協力および施設、設備の整備 . . . P 21
- 2 読書活動の必要性の啓発・広報の推進 . . . P 22
- 3 子どもが読書に親しむ機会の提供 . . . P 23
 - (1) 家庭における取組例 . . . P 23
 - (2) 保育施設、学校における取組例 . . . P 24
 - (3) 図書館における取組 . . . P 26

第5章 期待される目標

- 2028年度において期待される目標 . . . P 27
- 単年度において期待される目標 . . . P 27

資料

- ・用語説明 . . . P 28
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律 . . . P 30

南関町子どもの読書活動推進計画（第3次）

第1章 南関町子ども読書活動推進計画策定の概要

1 計画策定の背景・目的

国において、2001年に「子ども読書活動推進計画に関する法律^{※1}」が施行され、この法律に基づき施策の具体的な方策を示した「子どもの読書活動に関する基本的な計画」（2002年8月〔第1次計画〕、2008年3月〔第2次計画〕、2013年5月〔第3次計画〕、2018年4月〔第4次計画〕、2023年3月〔第5次計画〕）が策定されました。

また熊本県においては、2004年7月より「肥後っ子いきいき読書プラン^{※2}（熊本県子どもの読書推進計画）」（2009年3月〔第2次計画〕、2014年3月〔第3次計画〕、2019年3月〔第4次計画〕）が策定され、2009年3月に「くまもと「夢への架け橋」教育プラン」（2014年〔第2期計画〕、2020年〔第3期計画〕）が作成されています。

最後に南関町においては、2012年に「南関町子どもの読書活動推進計画」を策定し、2019年には第2次計画（以下、「第2次計画」という。）を策定しました。また、第2次計画を参考にして子どもの読書活動を推進するため、家庭・学校・行政が連携しながら様々な取り組みを行いました。

そこで、これまでの成果と今後の課題を検証するとともに、今後5年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにする「第3次南関町子どもの読書活動推進計画」（2024年3月～2029年2月）（以下「第3次計画」という。）を策定します。

2 計画の期間（期間：5年間）

第3次計画の期間について、2024年3月から2029年2月までの5年間とし、計画の目標達成時期を2029年2月末日とします。また本計画に基づく施策の実施に際しては、毎年その進捗状況の把握に努め、本計画に基づく読書推進活動について評価を行います。

目標達成時期の2028年度に総合評価を行い、社会情勢の変化等も視野に入れて計画の全体を見直すこととします。

第2章 第2次推進計画期間の取組みにおける成果と課題

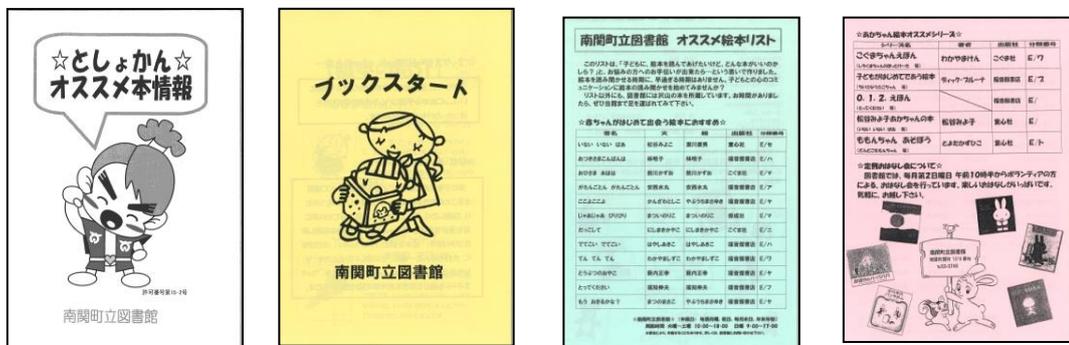
1-1 第2次計画期間における取組（継続事業）

第1次計画期間および第2次計画期間において、主に以下のような取組を継続して実施しました。

●ブックスタート事業

乳幼児と家族が絵本を通してコミュニケーションを図ることを目的として、健康推進課で実施される7, 8ヶ月児検診において「ブックスタート^{※3}事業」を実施しています。

また、乳児期から5～6歳までの子どもを対象にした「図書館オススメの本」リストを作成し、健康推進課等で配布を行い読書活動の啓発および促進を行いました。



●定例おはなし会・特別おはなし会

おはなしボランティア団体と協力し、毎月第2日曜日に定例おはなし会^{※4}、季節イベントや秋の読書週間等の時期に特別おはなし会^{※5}を実施しています。

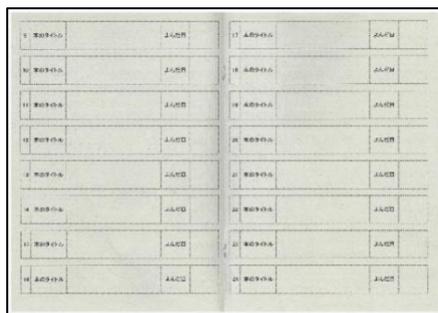
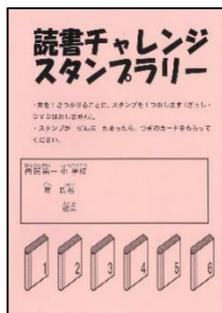
また、火災予防週間（11月9日～15日・3月1日～7日）のある月は町女性消防隊による特別おはなし会を実施しています。



●夏休み読書チャレンジスタンプラリー

夏休み期間に本と親しむ機会を作ることを目的として、各小中学校と連携し「夏休み読書チャレンジスタンプラリー^{※6}」を実施しています。

町内の小中学生以外が対象である一般向けの部では、未就学児の参加も多く見受けられました。



●南関町読書感想文・感想画コンクール

読書活動によって得た感動を文章や絵画で表現することで、児童生徒の読書力・表現力を養うとともに読書活動の振興を目的として、各小中学校と連携し「南関町読書感想文・感想画コンクール^{※7}」を実施しています。

2023年度は、読書感想文は113作品、読書感想画は347作品の応募があり読書活動推進の一助となっています。



●図書館講座

おはなしボランティアのメンバーや子どもと関わる仕事をしている方、子どもを持つ親などを対象に読み聞かせ講座を実施しています。

2023年度は、「NPO 法人子育て支援ワーカーズ ペペペらん」の高野講師による読み聞かせ講座を開催しました。12名の方が参加され、講座後のアンケートでは「勉強になった」という声が多く寄せられました。



●子どもたちの作品展

読書のつどい（11月の読書週間）に合わせて、文化幼児園とこどもの丘保育園、ひまわり幼稚園の園児たちが作った制作物を南関町立図書館内で展示しています。毎年、かわいい作品をご覧になるためにたくさんの方々が来館されます。



●団体貸出

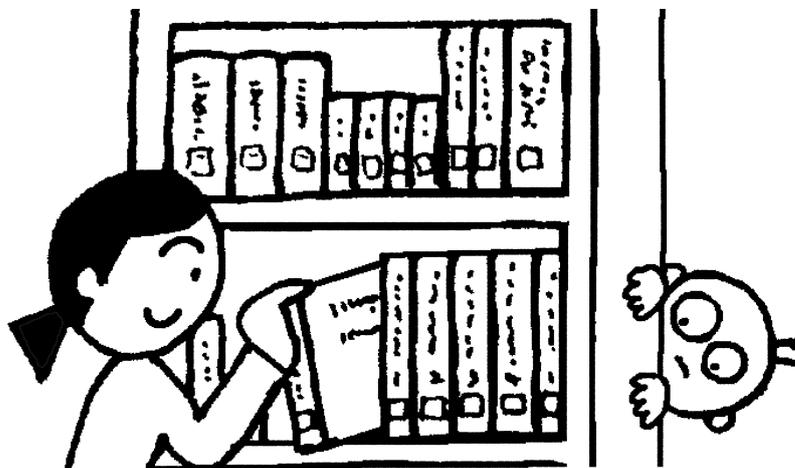
町内の保育施設や小中学校、放課後児童クラブなど子どもが集まる場所に積極的に「団体貸出^{※8}」を実施しています。

子どもたちの生活の中で、少しでも多く本にふれる時間ができるようにすることを目的としています。

●広域連携利用サービス

玉名圏域定住自立圏（玉名市、玉東町、和水町、南関町）および有明圏域定住自立圏（大牟田市、荒尾市、長洲町、南関町）で図書館の広域連携利用サービス^{※9}を実施しています。

通勤、通学、習い事や買い物など、家族の生活スタイルに合わせて本を手に取りやすい環境づくりを図っています。



1-2 第2次計画期間における取組（新規事業）

第2次計画期間において、主に以下のような取組を新規に実施しました。

●こどもたちのおはなし会

熊本県童話発表大会および玉名地方童話発表大会が2020年度で終了し、子どもたちがおはなしを発表する機会を設ける目的で2021年度より「こどもたちのおはなし会^{※10}」を開催しています。

2023年度は小学生6名の参加があり、高齢者福祉施設や図書館で開催されたおはなし会の参加者によみきかせを行いました。



●たまな圏域電子図書館

玉名圏域定住自立圏（玉名市、玉東町、和水町、南関町）の活動により、2021年7月より「たまな圏域電子図書館^{※11}」（以下、「電子図書館」という。）を共同運営しています。

また、2022年度より町内小学校3年生以上の児童生徒に、義務教育期間は更新手続き不要で利用できる電子図書館利用IDおよび南関町立図書館の利用カードを交付しました。



●移動図書館

2022年6月より、町内5拠点を1カ月につき1回巡回する「移動図書館^{※12}」を実施しています。子どもによる利用は少ないものの、孫がいる祖父母世代の方々が絵本や子どもに関する本を借りられています。絵本などを媒体として、祖父母と孫のコミュニケーションのひとつとなっています。



●熊本県立図書館連携事業

2021年10月より、「熊本県立図書館連携事業^{※13}」を実施しています。南関町立図書館に所蔵がない本を借りることができるためリピーターが多く、子どもの利用も見受けられます。



2 第2次計画の期間満了に係る実態の把握

第2次計画の期間満了にあたり、小中学生の読書活動における実態及び課題を把握し第3次計画の基礎資料とするため、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

(1) 町内小学生の読書活動に関するアンケート調査

調査対象 町内小学生（1年生～6年生）
対象者数 389人
抽出方法 町内小学生全員
調査方法 アンケートの学校配布・回収
調査期間 2023年4月25日～2023年6月9日
回答者数 368名(94.6%)

(2) 町内中学生の読書活動に関するアンケート調査

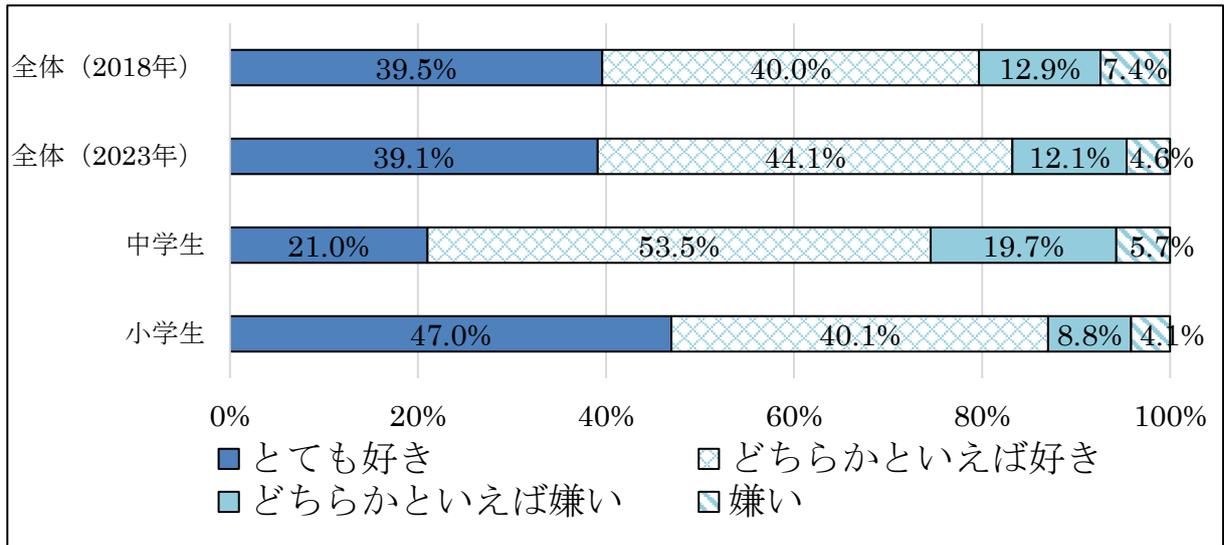
調査対象 町内中学生（1年生～3年生）
対象者数 175人
抽出方法 南関中学生全員
調査方法 アンケートの学校配布・回収
調査期間 2023年4月25日～2023年6月9日
回答者数 157名(89.7%)

(3) 住民への子ども読書活動に関するアンケート調査

調査対象 20歳～75歳以下の住民
対象者数 1,500人
抽出方法 無作為抽出（男750人、女750人）
調査方法 アンケート郵送・返送
調査期間 2023年5月23日～2023年6月30日
回答者数 429名(28.6%)

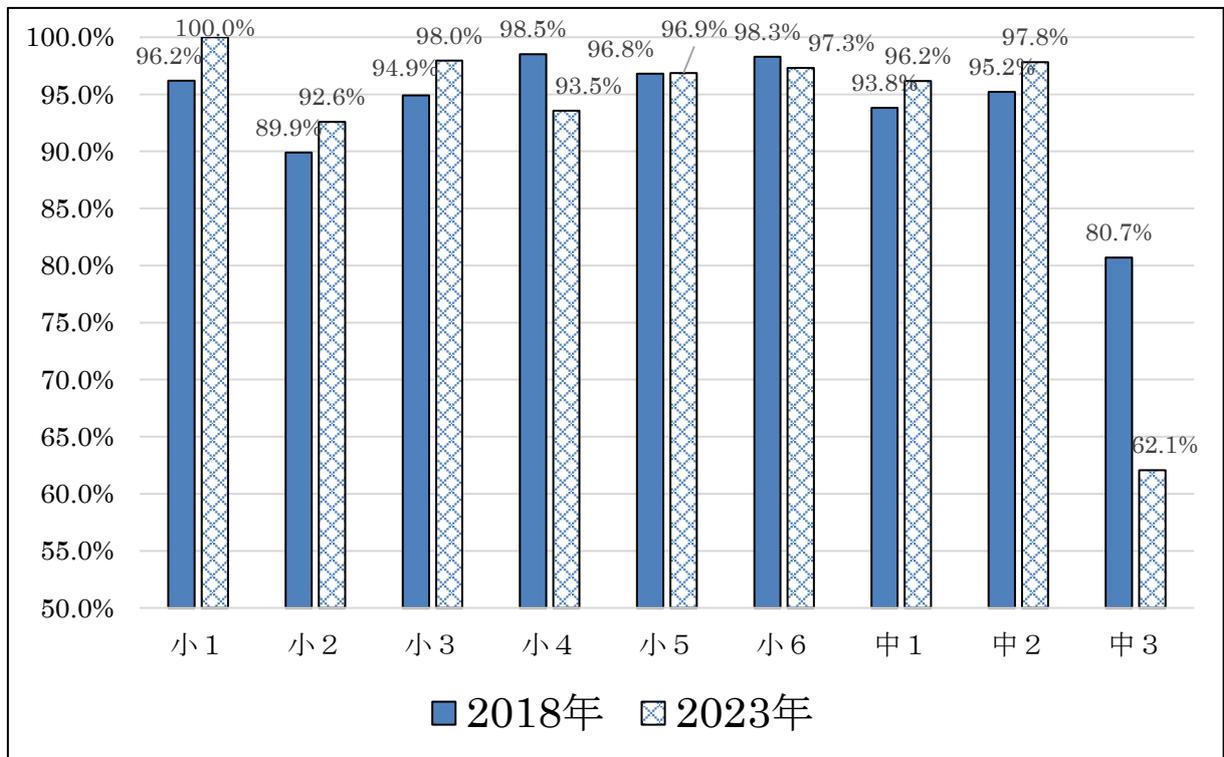
「2023年度子どもの読書活動アンケート結果」(町内小中学生)

1 本を読むことは好きか



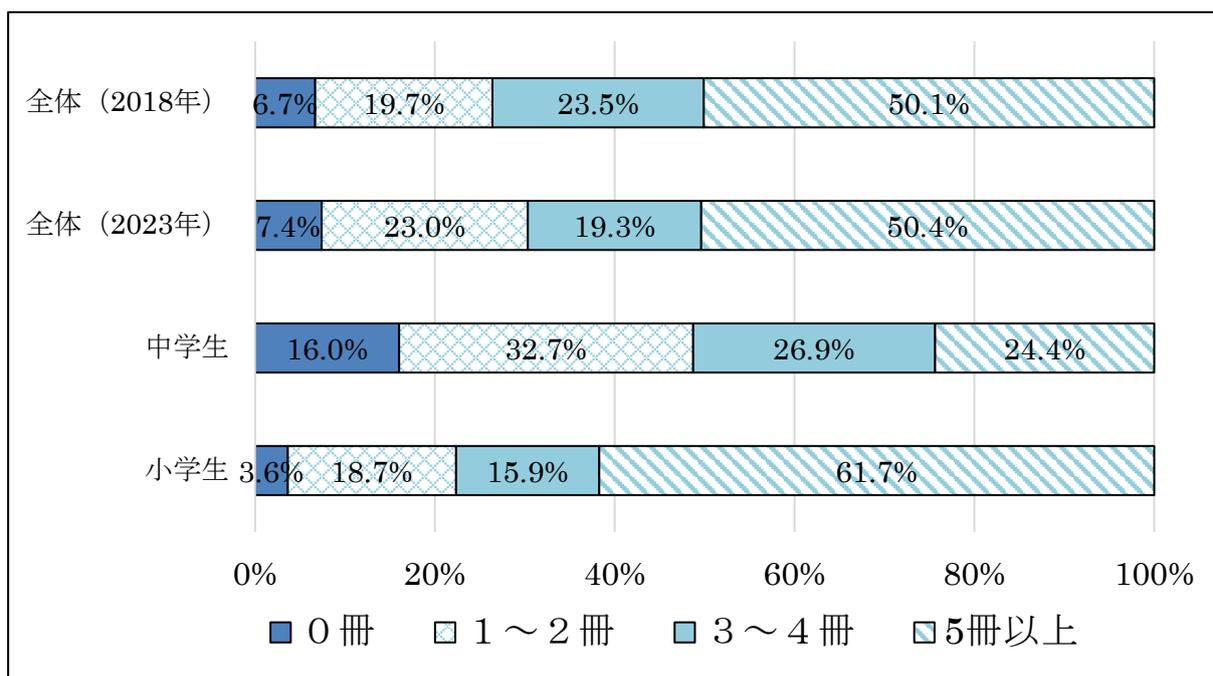
○読書を好む児童・生徒の割合は第2次計画策定時より増えています。小学生と比べて中学生は、習い事や部活動等で忙しくなるため「とても好き」と答えた割合は少なくなっています。

2 1ヶ月に1冊以上本を読む児童・生徒の割合(学年別)



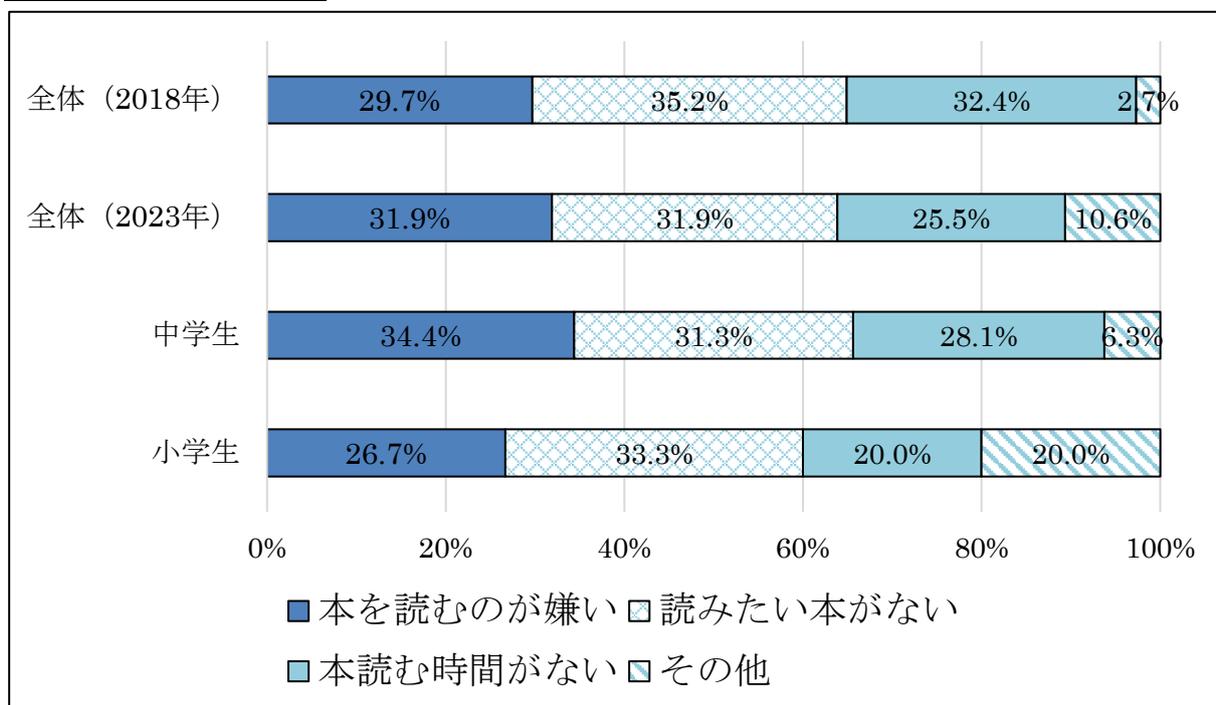
○小学生と中学校1・2年生は5年前と大きく変わらず、中学3年生は減っています。また、小学校1年生は100%を達成しています。

3 1ヶ月に読む本の冊数（割合）



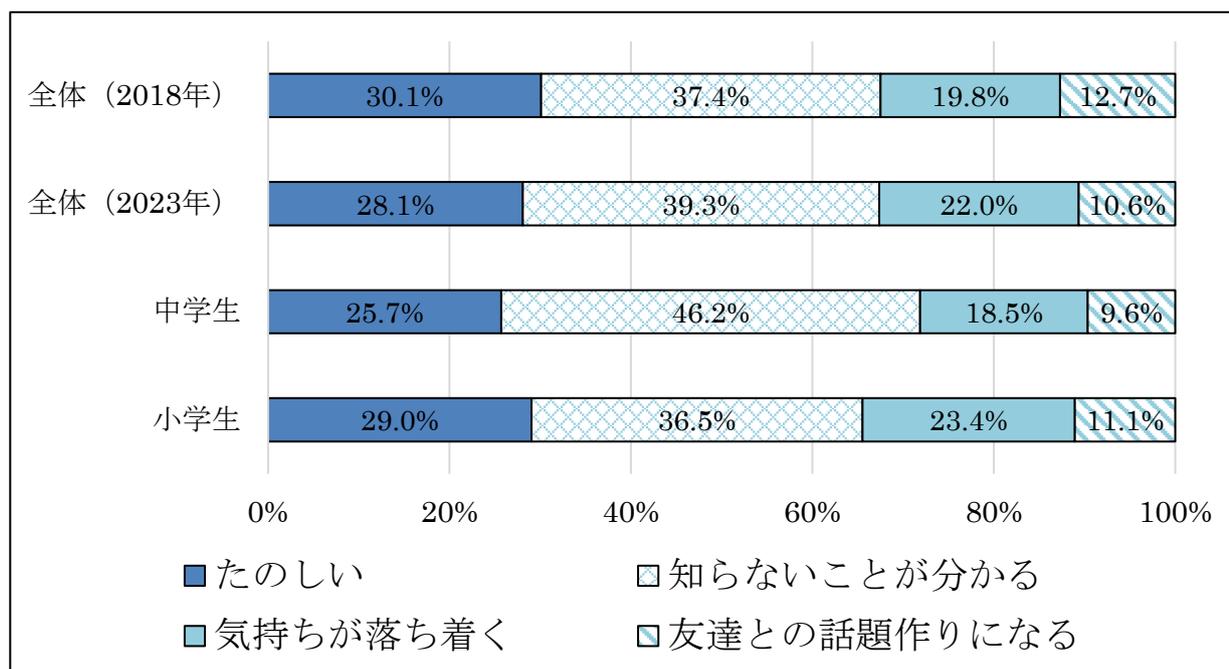
○全体的に本を多く読む児童生徒数は減ってきています。

4 本を読まない理由



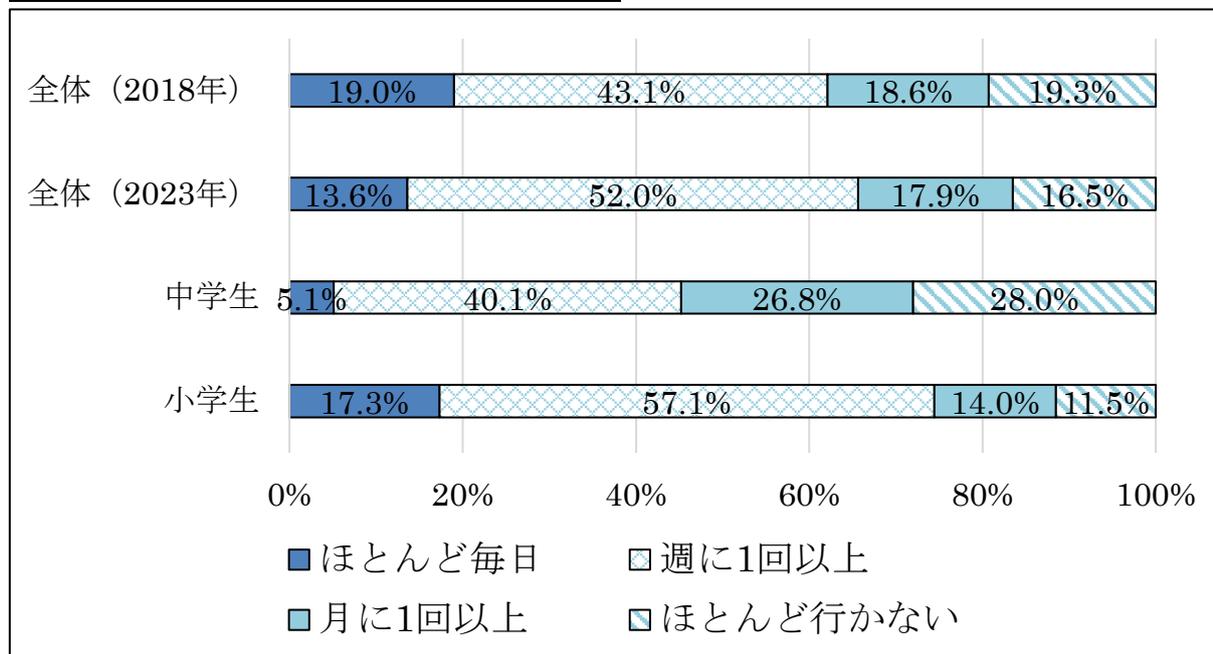
○全体的に「本を読むのが嫌い」や「読みたい本がない」ことを理由にあげています。

5 本を読むことの大切さは何か（読書の目的）



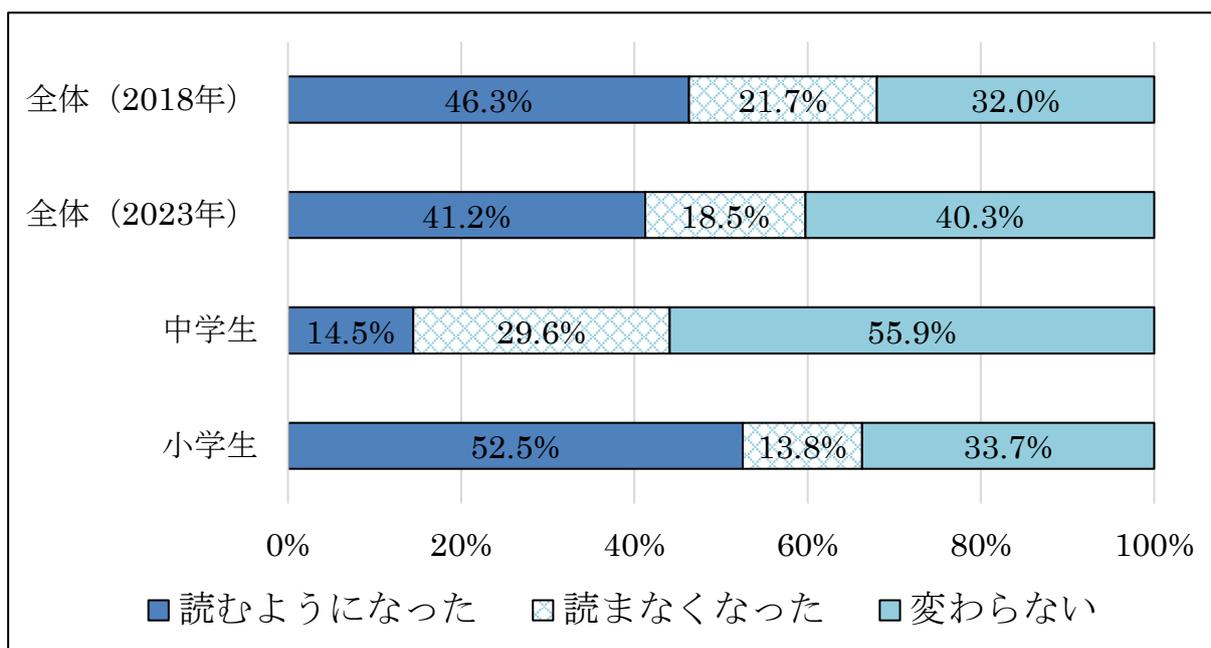
○前回よりも、「知らないことがわかる」や「気持ちが落ち着く」ことを読書の目的とする割合が増えています。

6 どのくらい図書館（図書室）に行くか



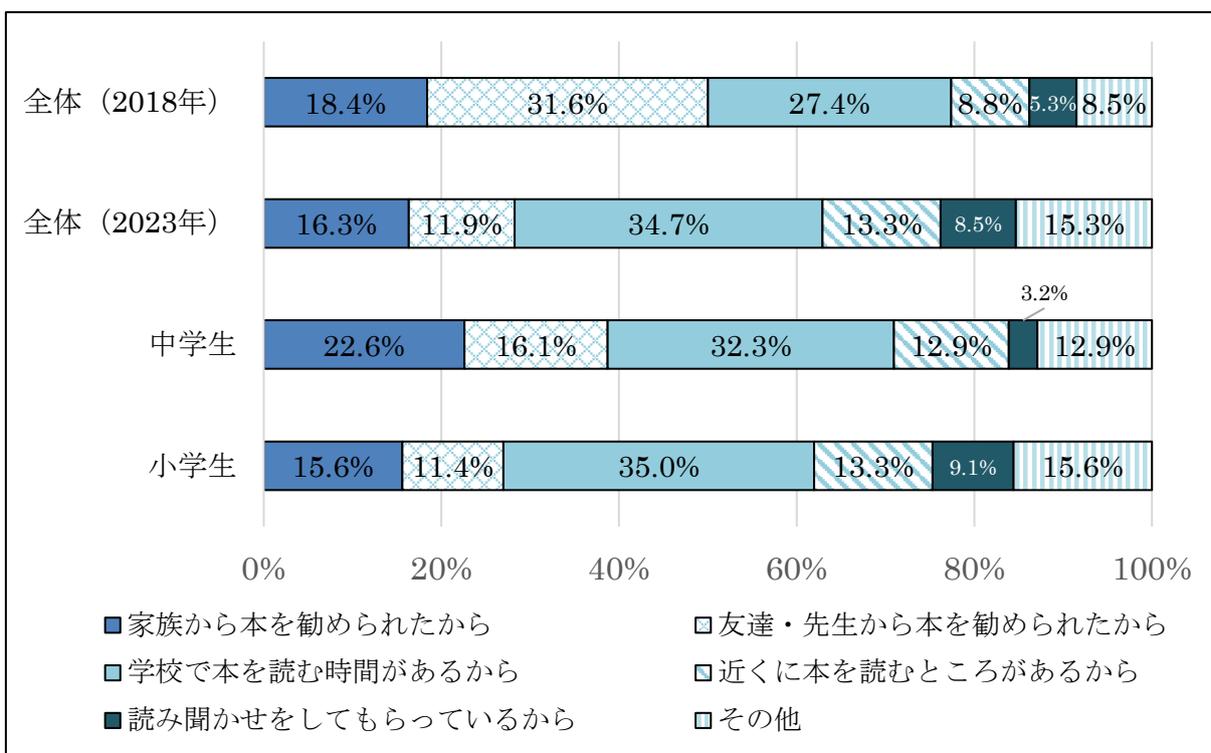
○毎日図書館（図書室）に行く児童生徒の割合は減っているものの、ほとんど行かないという割合も減っています。週に1回以上行く児童生徒が増えています。

7 1年前と比べて本を読むようになったか



○ 「読むようになった」「読まなくなった」ともに割合が減っています。

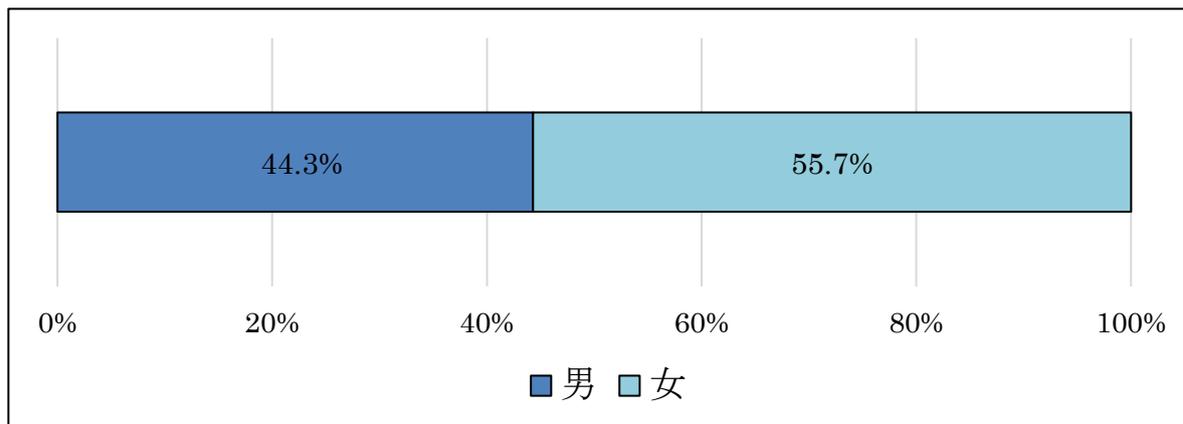
8 本を読むようになった理由は何か



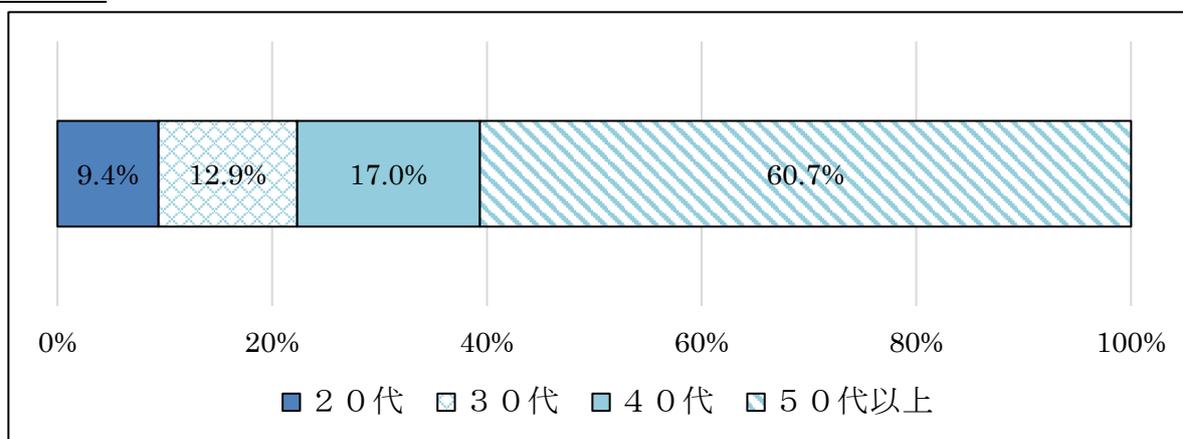
○ 「学校で本を読む時間があるから」が増えています。学校での読書の時間が重要であることがうかがえます。

「2023年度子どもの読書活動アンケート結果」(一般)

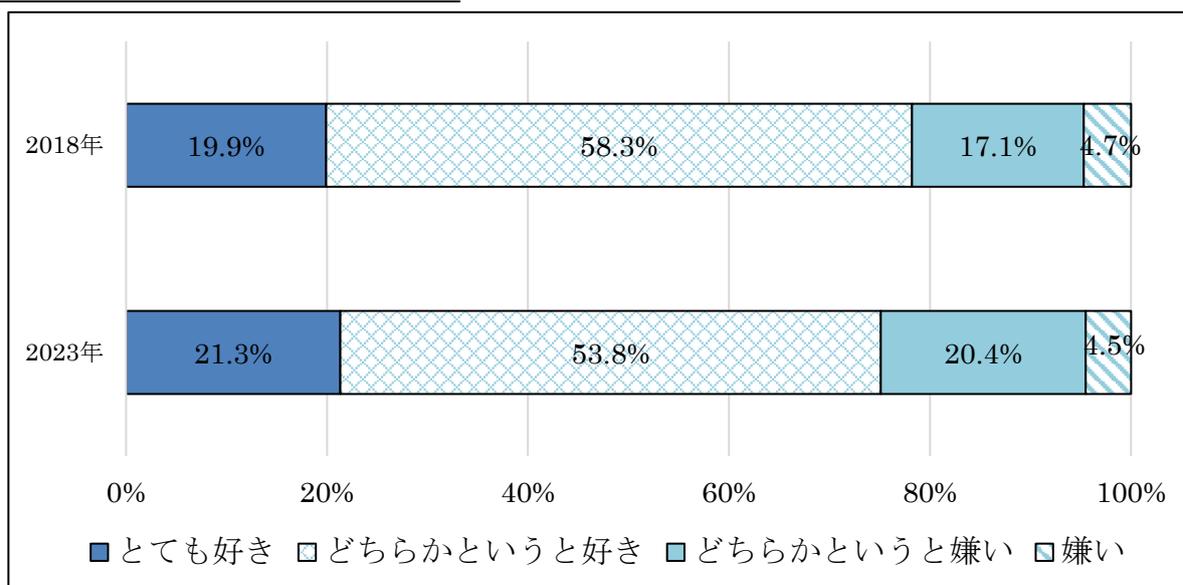
1 性別



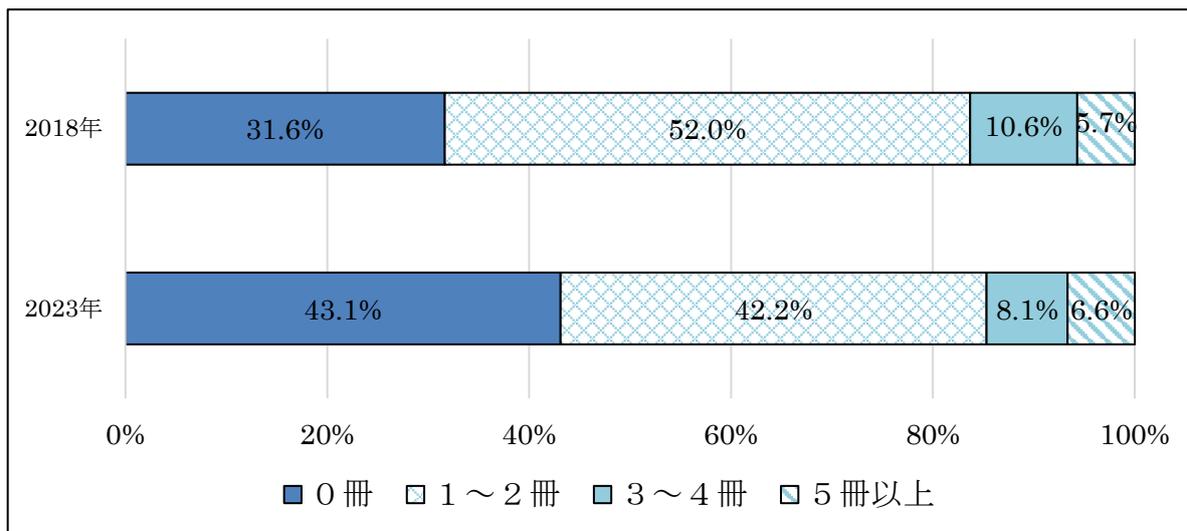
2 年齢



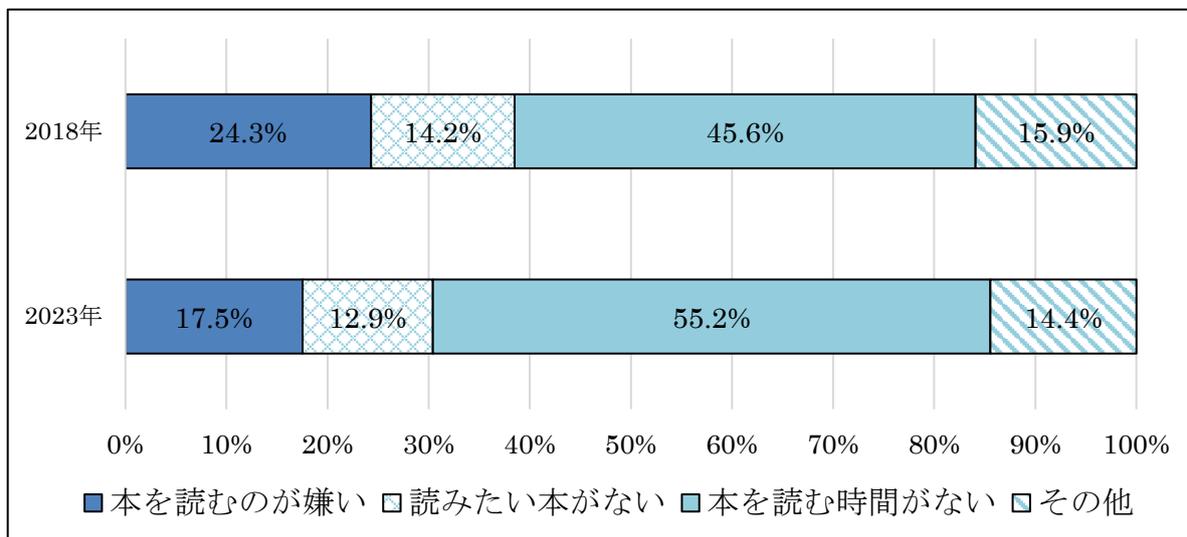
3 読書は好きか (読書の意識)



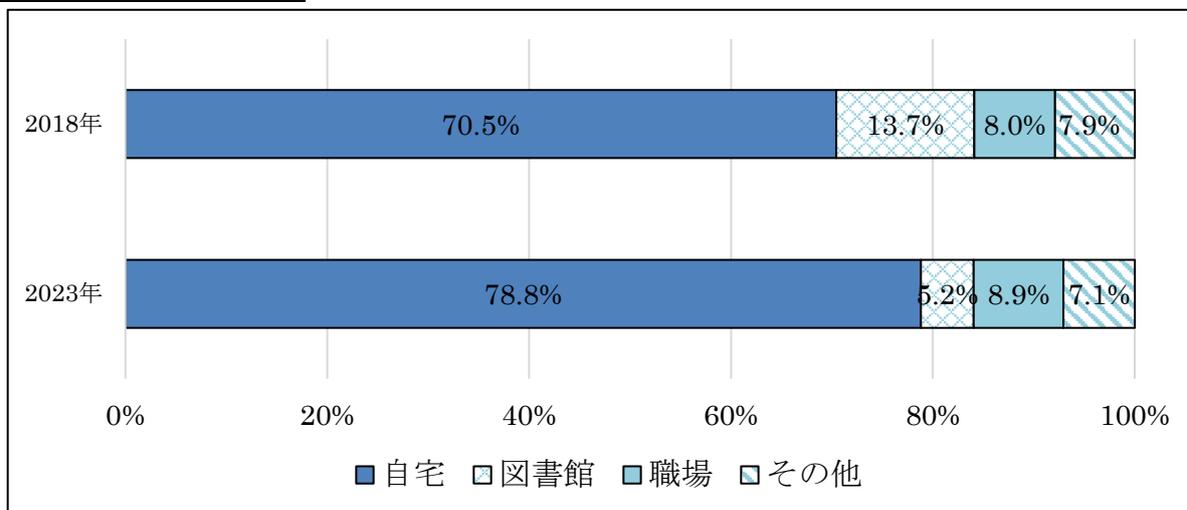
4 1ヶ月に本を何冊読むか（読書の習慣）



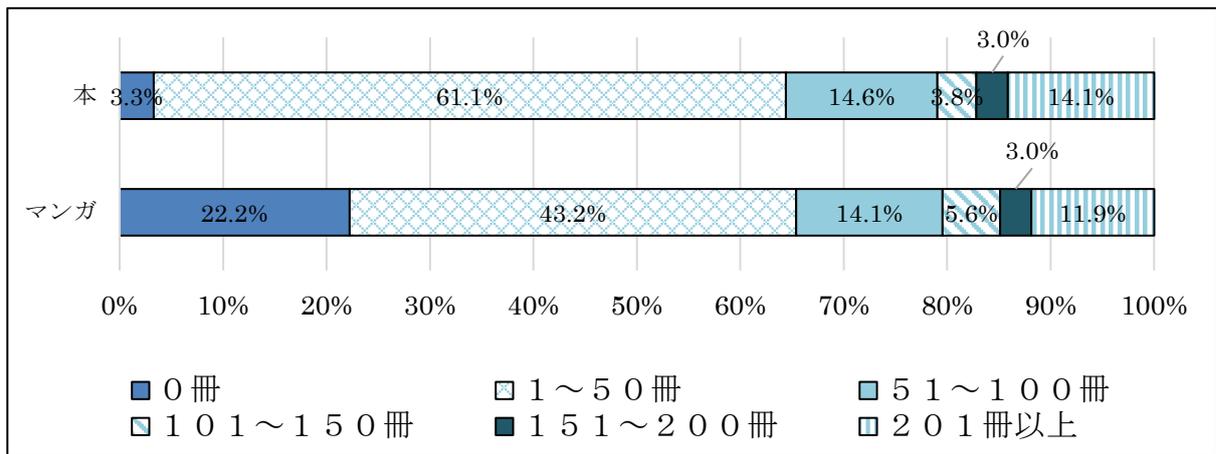
5 本を読まない理由は何か



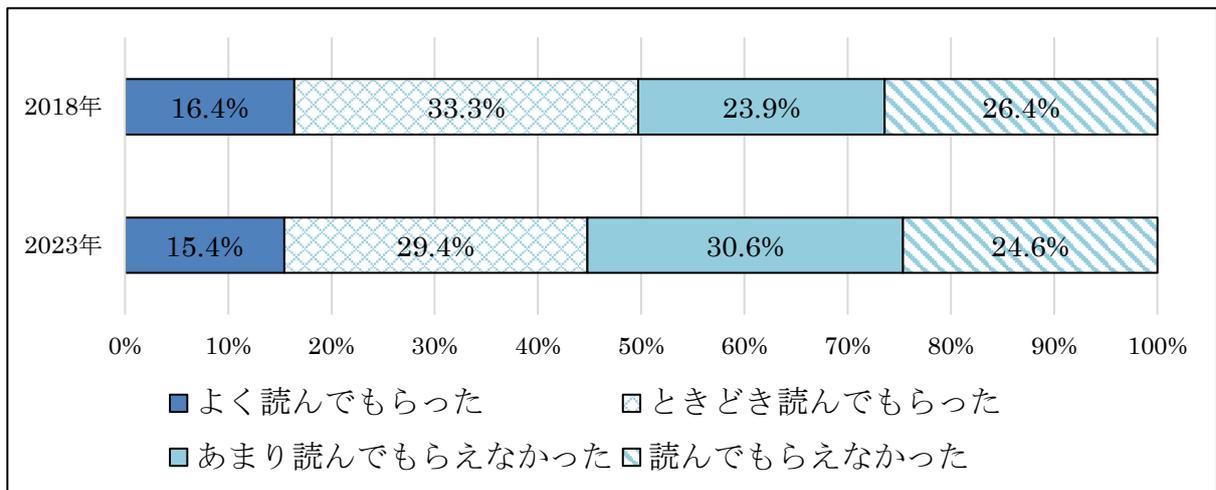
6 どこで本を読むか



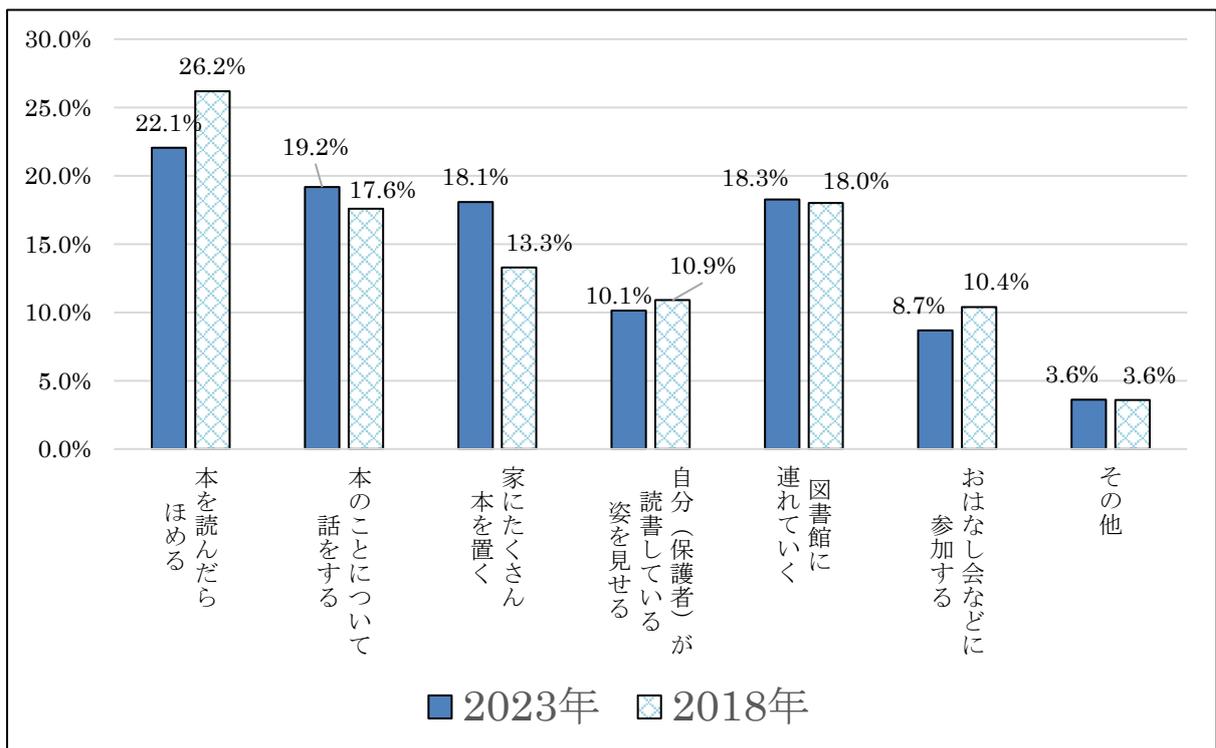
7 家に本やマンガは何冊あるか



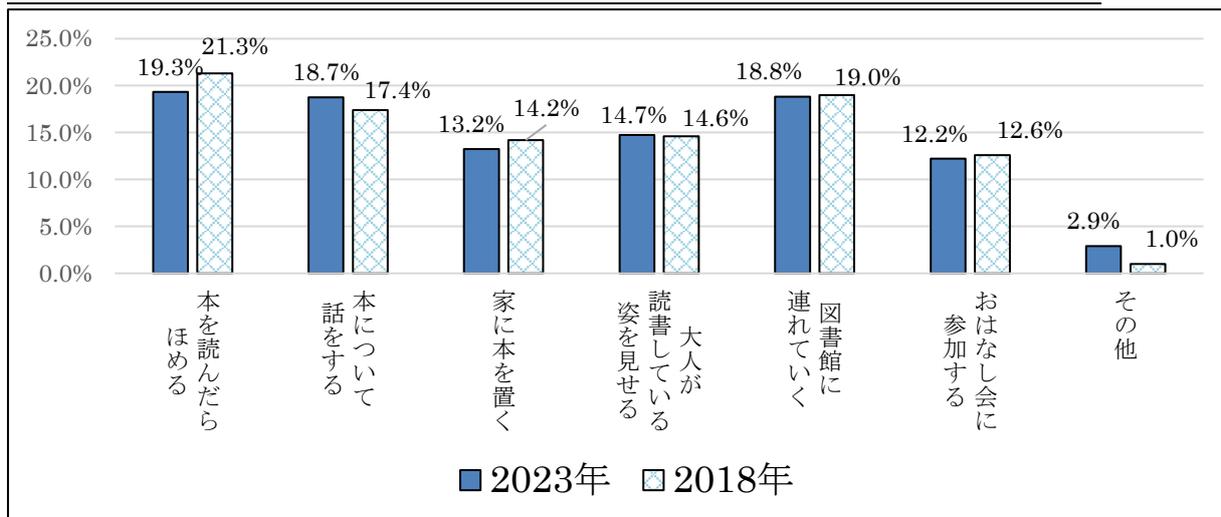
8 子どもの頃、家の人や近所の人から本をよんでもらったことがあるか



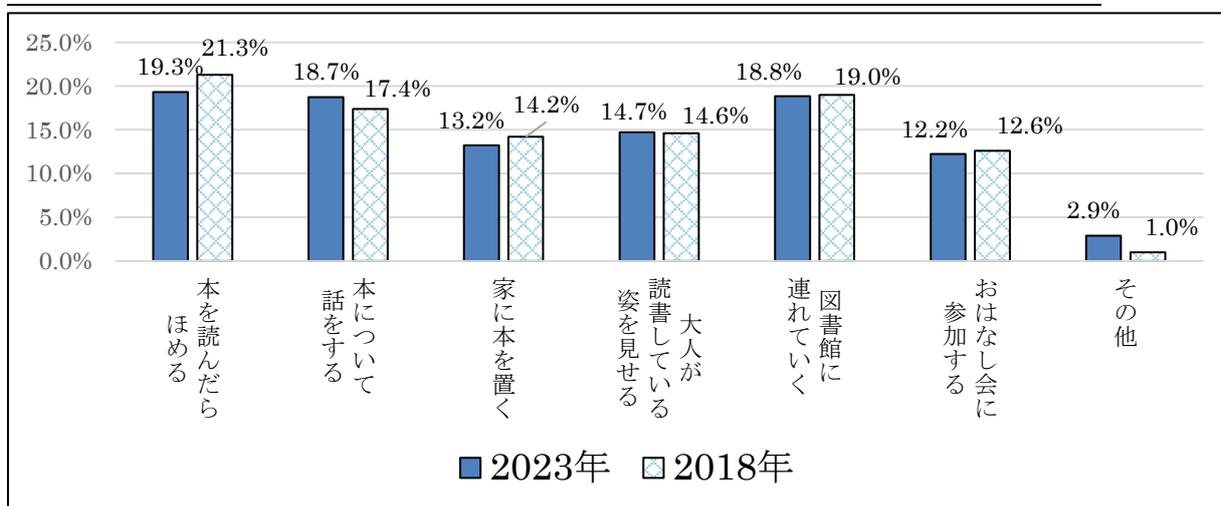
9 読み聞かせの他に、子どもが本好きになるためにしていることは何か



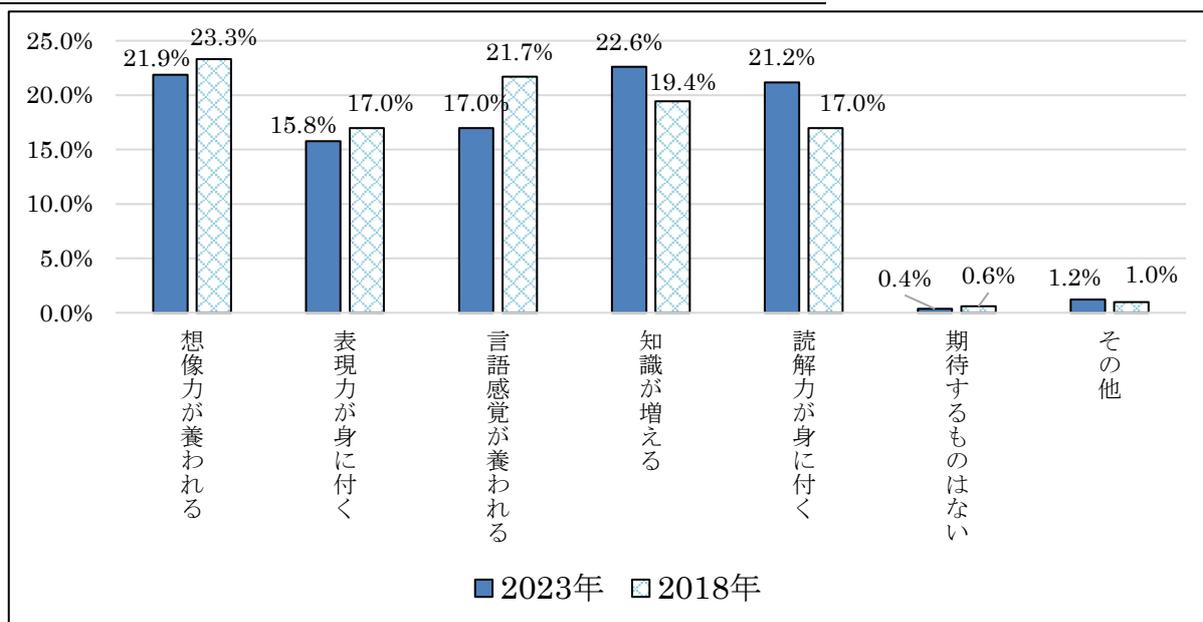
10 子どもの読書活動を進めるために必要なことは何か（学校での取組）



11 子どもの読書活動を進めるために必要なことは何か（家庭での取組）



12 子どもが本を読むことの効果として何を期待するか



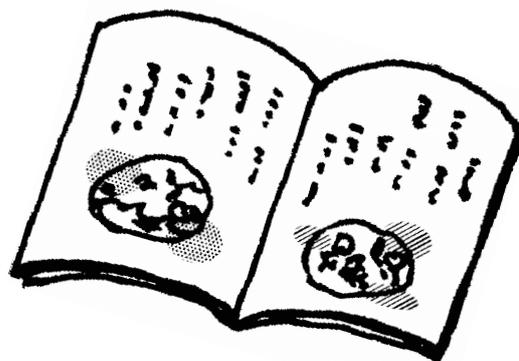
3 第2次計画の取組みにおける成果

第2次計画の期間は、新型コロナウイルス感染拡大という状況にあり各事業を進めるにあたって困難な場面が多くありました。そのため成果の中には、ひとえに「実績増加」と言えない部分もあります。まずは、新型コロナウイルス感染症が発生する前の実績に戻すことを目標とし読書活動の推進を図りました。

●貸出冊数

2012年度は34,755冊、2017年度は42,872冊だった貸出冊数は、学校や保育施設への貸出を強化したことで2022年度は43,679冊となりました。

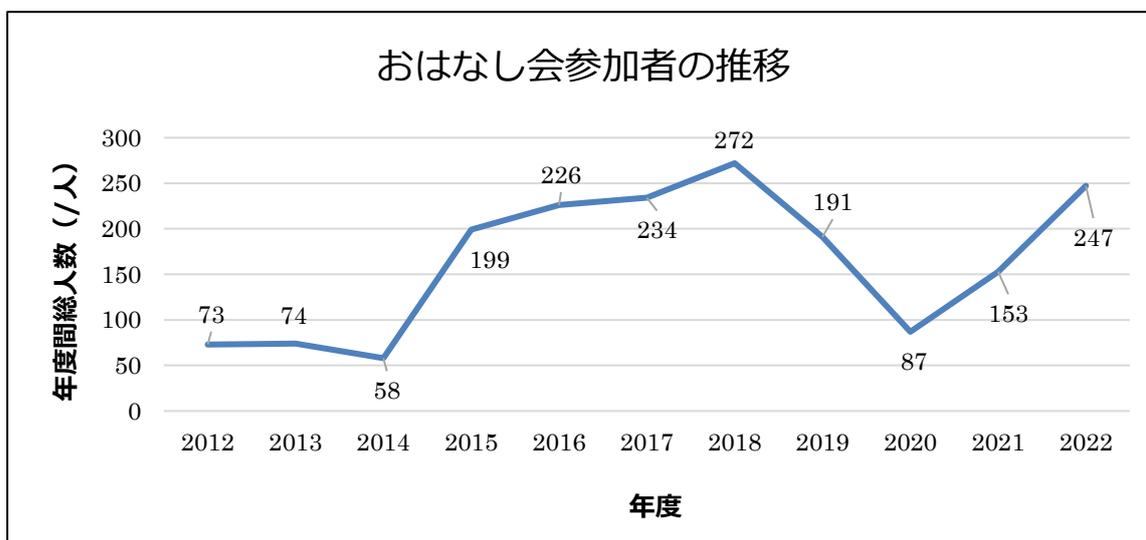
また、2019年度に新型コロナウイルス感染症が発生し臨時休館や利用制限があったため、一時的にそれ以降の貸出冊数が減少しました。



●おはなし会参加者数

おはなし会の周知活動に努めたところ、2012年度は73名、2017年度は234名だった参加者数が2022年度は247名に増加しました。

また2019年度に新型コロナウイルス感染症が発生し、おはなし会等の開催が困難であったため、一時的にそれ以降の参加者数が減少しましたが2022年度時点では回復しています。



●その他の実績

「貸出冊数」と「おはなし会参加者数」以外の実績は下の表のとおりです。

内容	2017年度	2022年度
来館者数	14,735名	8,328名
利用者数	7,889名	5,870名
登録者数	6,125件	6,721件
団体登録数	35件	69件
移動図書館貸出数	-	698冊
電子図書館貸出数	-	1,028回
小中学生貸出数	9,367冊	9,480冊
ブックスタート	62個	39個
行事参加者数 (展示・イベント)	1,565名	2,305名

4 第2次計画の取組みにおける課題

第2次計画の期間では、新型コロナウイルス感染拡大の中でも一定の成果をあげていますが、複数事業が未実施となり十分な取組みができませんでした。

●子どもたちの読書状況

第3次計画を策定するにあたり実施した「子どもの読書に関するアンケート調査（小中学生対象）」では、表のとおり推移がみられました。全体的に、本を読む生徒・児童の数は減っていますが、本を読むことが好きな生徒・児童の数は増えている傾向が見られます。

読書の方法は多様化し、今後は紙だけではなく電子コンテンツ等で活字を読むことも増えてくると予想されます。子どもたちが本を読んでもらうように、多くの読書手段を提供するとともに学校と連携して時代に即した読書環境づくりを工夫する必要があります。

質問内容	2018年	2023年	増減
1カ月に3冊以上本を読む	72.6%	68.1%	△4.5%
1カ月に1冊も本を読まない	6.6%	7.2%	0.6%
本を読むことが好き	78.5%	82.2%	3.7%

【参考】

質問内容	熊本県		南関町	
	小学生	中学生	小学生	中学生
1カ月に5冊以上本を読む	59%	22.6%	61.7%	24.4%
1カ月に1冊も本を読まない	2.1%	13%	3.6%	16.6%
本を読むことが好き	87.4%	75.8%	87%	74.5%

※熊本県のデータは、「熊本県子供の読書活動推進計画（第4次肥後っ子いきいき読書プラン）」に係る令和4年度子供の読書活動アンケート調査の結果」を参照しています。

●子どもたちの図書館利用状況

乳幼児期のブックスタート、夏休み期間の「夏休み読書チャレンジスタンプラリー」、学校や町内保育施設への団体貸出等の読書推進活動により子どもたちが本にふれる機会は増加しているものの、学年が上がるにつれて図書館の利用は減少傾向にあります。

引き続き、読書活動を継続できる環境づくりの推進が必要です。

第3章 計画の基本的な方向

1 基本理念と目標

「すべての子どもたちに、読書のよろこびを」

家庭・地域・保育施設、学校等の連携により、子どもたちが自主的に読書をする習慣を身につけ、本との出会いや感動を通して知識を深め、豊かな感性を磨いていくことができるよう、子どもの読書計画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを基本理念とし、「すべての子どもたちに、読書のよろこびを」を第3次計画の目標とします。

2 目標達成に向けた施策および基本方針

(1) 家庭・保育施設・学校・図書館・その他関係機関等の協力および施設、設備の整備

子どもの読書活動を推進するためには、社会全体での取組みが必要です。家庭・保育施設・学校・図書館・その他関係機関等がそれぞれの特性を活かしながら相互に連携協力し、ともに充実した活動ができるよう情報共有や人材の交流、図書資源の有効活用に努めます。

また、子どもたちが簡単に本を手にとることができる環境や時代に即した読書方法の整備・充実、図書館等における設備の充実および図書資料の整備に努めます。

(2) 読書活動の必要性の啓発・広報の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもたちの手本となる保護者や家族が読書活動の意義や重要性に対して理解と関心を持つ必要があります。その必要性について啓発に努めます。

また、「読書週間」をはじめ、子どもたちの読書活動に関わる様々な情報について積極的に収集し、その広報活動に努めます。

(3) 子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもの読書活動を推進するためには、幼い頃から本とふれあえる環境づくりが重要です。

そのため、家庭、地域、保育施設、学校等を通じて楽しく読書に親しむことができるような機会の提供を積極的に行い、子どもの読書意欲を高め、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるように努めます。

(1) 家庭・保育施設・学校・図書館・その他関係機関等の協力および施設、設備の整備

子どもの読書活動を推進するうえで、家庭・保育施設・学校・図書館・その他関係機関（ボランティア、ファミリーサポートセンター等）の連携・協力は欠かせません。

例えば、おはなしボランティアによる読み聞かせは楽しいものであり有意義な交流の場ともなります。図書館のおはなし会だけでなく、保育施設や学校でも読み聞かせをして子どもたちが本と親しむ機会を設けています。

他にも、図書館の団体貸出を利用して保育施設や学校に本を置いてもらう取組や、夏休みの学童保育での読み聞かせ、図書館とファミリーサポートセンターが協力して行う図書イベントの開催、学校の町探検や職場体験の受け入れ等、様々な方面で各機関が互いに連携・協力を力を入れています。

今後も、各取組において積極的に協力や提案をし、それぞれの機能や技能を活かしあいながら子どもの読書活動を推進していくよう努めます。

また、子どもたちにとって図書館等は読みたい本を自由に選択することや読書の楽しみを知ることができる場です。

子どもたちの生活の中に読書活動を楽しめる図書館等があり、そこに読みたい本や知りたい情報があることは、子どもの読書活動を推進するうえで重要です。

そのため、図書資料や情報検索のシステム充実、司書の配置、電子図書館サービス、併せて町内の子どもたちが平等なサービスを受けられるように取組んでいくことが必要です。

また、今後は図書館が南の関うから館へ施設移転することに伴い、「本を通じた交流の拠点」としての役割を実践できる施設・設備の整備や運営体制を検討していきます。

【具体的方策】

- 図書館と学校等との連携協力（団体貸出、読み聞かせ・イベント等の取組）
- 読み聞かせボランティアの育成と支援
- おはなし会、各種展示、図書館イベント等の開催
- 町民提案型補助事業等のバックアップ
- 蔵書の充実
- 乳幼児向け図書、YA（ヤングアダルト）※14、点字資料、布絵本、大活字本、外国語図書の収集・充実
- 団体貸出の充実
- 移動図書館の充実
- たまな圏域電子図書館の充実
- 熊本県立図書館連携事業におけるサービスの提供
- 玉名圏域定住自立圏（玉名市・玉東町・和水町・南関町）における相互サービスの提供
- 障がいのある子どもや保護者が利用しやすい環境づくり
- 図書館の施設移転に係る施設整備や運営体制の検討

（2）読書活動の必要性の啓発・広報の推進

子どもの読書活動を推進していく上で、子どもの読書活動の意義や重要性、その他情報を町民に広く啓発することはとても重要です。

同時に、読書啓発関係の行事の参加者各々が楽しむことを通して、子どもの読書の必要性や重要性について再認識し、深く考えることも意味があります。

そのため、図書館では「子ども読書の日（4月23日）※15」や読書週間（10月27日～11月9日）等の子どもの読書活動に関する情報を定期的に収集し広く啓発・広報を行うとともに、それらの情報が有効活用されるよう啓発を行っていきます。

【具体的な取組】

- 読書活動にちなんだ催し（おはなし会、展示など）の開催・周知
- 新刊案内、おすすめの本の紹介等の情報発信
- 読書週間に伴うイベントの開催

(3) 子どもが読書に親しむ機会の提供

(1) 家庭における取組例

子どもの読書習慣を形成する上で、家庭の果たす役割は非常に大きいです。家庭は子どもの生活習慣を育む場であり、保護者や家族による読み聞かせ等により初めて本やお話しと出会う場でもあります。

そのため、家庭で子どもたちが読書を楽しみ、自ら読書に親しむ事ができるよう、保護者や家族が読書活動の大切さを意識し子どもの読書習慣を育むことが重要です。

例えば、読書運動のうち「家読（うちどく）※¹⁶」を取入れて、家族で本を読み感想を伝えあうことや好きな本を薦めあう等の活動を通し、家族間のコミュニケーションを深めて本と一緒に楽しむことで子どもの読書習慣形成が期待できます。

他にも、町立図書館などで開催されるおはなし会に家族で参加し、お話を聞く時間を子どもと共有することにより乳幼児期から絵本への興味を引くことができます。その他にも、一緒にお話しを聞くことで家族の絆を深めることや子どもに良い刺激を与えることにも繋がります。

また最近では、スマートフォンやタブレット等を利用して電子コンテンツを閲覧する電子図書館サービスも普及しており、読書のひとつの手段として考えることができます。

このように、子どもたちを取り巻く読書環境は大きく変化しており、どの手段が合っているかは子ども一人ひとりによって異なります。

そのため、最も身近な存在である保護者や家族が読書活動の大切さを認識し、自ら読書を楽しみ、一緒に図書館に出かけること等を通して、子どもたちの読書に対する興味や関心を引き出すよう積極的に働きかけることが重要です。そのうえで、様々な情報を得ながら、子どもとの触れあいのなかで、読み聞かせを行ったり、子どもと一緒に本を読んだりするなどの「読書の時間」を設けるようにすることが求められます。

【具体的な取組】

- 家庭での読書習慣形成のための家読の啓発
- 「読書の時間」の設定
- おはなし会やイベントへの積極的な参加
- ブックスタートパックの活用
- たまな圏域電子図書館の活用

(2) 保育施設・学校における取組例

保育施設や学校は子どもが多く時間を過ごし、読書への興味関心や生涯にわたる読書習慣を育んでいく重要な場です。

このような場において計画的・継続的に子どもの読書活動が推進されることは、子どもの読書に対する意欲の向上や読書習慣の確立のためにとっても大切なことです。

保育施設における読書体験は、子どものその後の読書活動に大きな影響を与えます。そのため、多くの絵本や物語と接する機会を提供し、子どもが読書に親しむことができる環境を整備していくことが求められます。

学校では、子どもの読書の幅を広げるために、読書の機会や本の紹介や読書経験の共有といった「いろいろな本にふれる機会」を設けることが重要です。また、すべての子どもが豊かな読書活動を体験できるように、発達段階に応じた多様な読書活動を展開する等の取り組みを通して、子どもの読書習慣の形成を図ることも求められます。

また、「うちどく」に関連する内容として図書室だよりに先生のおすすめ本や新着図書を紹介する等の工夫をしている学校もあります。児童生徒と教師が本を話題にしてコミュニケーションすることで、子どもが読書に興味を持つきっかけを作ることができます。

学校図書室は、子どもたちが生涯にわたって学び続ける基礎的な力や人間性を育むことを目的として、読書活動を充実させ支援する「読書センター」、児童生徒の自発的・主体的な学習を支援する「学習センター」、情報活用能力の育成を指導及び支援する「情報センター」としての役割を担っています。

学校に配置されている学校司書は、校長指導のもとに図書室の利用率の向上および児童・生徒が読書を自主的に行うような企画の発案、読書に親しむ環境づくりの推進、司書教諭やクラス担任と協力・連携し授業支援や学習に関する情報提供を行っています。

また、学校での読書の幅を広げる取組として、国語の教科書に記載されているQRコードを活用して関連図書の紹介や授業の充実につなげています。

図書館との連携として、各小中学校の司書教諭・学校司書・町立図書館で定例会議を行い、取組事例発表や新たに実施する取組についての協議や意見交換を進めることにより学校活動における図書室利用の充実に努めています。

【具体的な取組】

- 多様な読み聞かせの実施（ボランティアとの連携による読み聞かせ）
- 豊かな心を育てる絵本や物語の整備充実
- 家庭での読み聞かせの普及
- 読書と触れ合う機会の充実（読み聞かせ、朝読書の実施）
- 町図書館と学校図書室の連携（団体貸出、図書部会の開催）
- 子どもたちの多様なニーズに対応するための学校図書室の充実
- 夏休み読書チャレンジスタンプラリーや読書感想文・感想画コンクール等の読書活動を推進する行事への参加
- 町探検や職場体験の実施
- 団体貸出の利用
- たまな圏域電子図書館の利用



(3) 図書館における取組

図書館は、子どもたちが学校の外で本と親しむことができる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されます。

取組としては、学校および町内施設等に図書資料の貸出を行い、いつでも・どこでも読書ができる環境づくりに力を入れています。その他にも、読書手段の多様化に伴い移動図書館やたまな圏域電子図書館、広域連携サービス、県立図書館連携事業サービス等を提供し、個人の生活スタイルに合った読書活動ができるように努めています。

また、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進について、赤ちゃん絵本コーナーやYA（ヤングアダルト）コーナーの設置のほか、大活字本や点字資料、外国語図書等の収集に努めています。電子図書館サービスは、音声自動読み上げ機能が付いたコンテンツや、Webサイト上の文字の拡大や画面の色の反転機能も備えており紙の資料の利用に困難がある人も利用しやすい環境となっています。

【具体的な取組】

- ブックスタート事業の充実
- 図書館行事（各おはなし会、各館内展示等）の充実
- ボランティアグループの育成と支援
- 図書講座の開催
- 赤ちゃん向けコーナー、YA（ヤングアダルト）コーナーの充実
- 学校連携行事（夏休み読書チャレンジスタンプラリー、読書感想文・感想画、こどもたちのおはなし会等）の開催
- 団体貸出の充実
- 移動図書館の充実
- たまな圏域電子図書館の充実
- 広域連携サービス（大牟田市、玉名市、荒尾市、長洲町、和水町、玉東町、南関町）の提供
- 県立図書館連携事業の提供
- 相互貸借サービスの提供
- 点字本や拡大図書などユニバーサルデザインを踏まえた子どもの読書活動の推進

【2028年度において期待される目標】

1 子どもたちの読書に対するの気持ち

※読書が「好き」、又は「どちらかというが好き」と回答

2023年度数値

82.2%



2028年度目標値

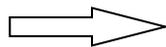
85%

2 子どもたちの1ヶ月の読書数

※1ヶ月に本を読む冊数が「0冊」

2023年度数値

7.2%



2028年度目標値

6%

【単年度において期待される目標】

1 小中学生の貸出冊数（図書館）

2023年度

9,500冊



2024年度

9,600冊



2025年度

9,700冊

2026年度



9,800冊

2027年度



9,900冊

【用語説明】

※1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(2頁)

2001年12月に施行され、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的とします。子どもの読書活動推進計画もこの法律によって義務付けられています。

※2 「肥後っ子いきいき読書プラン(熊本県子どもの読書活動推進計画)」(2頁)

熊本県で、2004年に策定された子どもの読書活動推進計画の名称であり2019年に第4次計画が策定されています。

※3 「ブックスタート」(3頁)

1992年にイギリスのバーミンガムにおいて始まった運動で、主に新生児とその親と一緒に絵本を読むことにより絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけを届けます。健康推進課の乳幼児健診の際に、おすすめの本などを入れたブックスタートパックを配布します。南関町では、7・8カ月の検診時に絵本の読み聞かせ体験と2冊の絵本(ファーストブックセット)の贈呈をしています。

※4 「定例おはなし会」(3頁)

現在、町立図書館において毎月第2日曜日に実施されている、子ども向けの絵本などを読み聞かせる会のことです。

※5 「特別おはなし会」(3頁)

季節イベントの時期等に開催される、子ども向けの絵本などを読み聞かせる会のことです。

七夕おはなし会(7月)、こどもたちのおはなし会(8月)、読書のつどいおはなし会(11月)、図書館員のおはなし会(11月)、消防おはなし会(11月・3月)、クリスマスおはなし会(12月)が該当します。

※6 「夏休み読書チャレンジスタンプラリー」(3頁)

夏休み期間中も、子どもたちに本を読む機会を多く持ち、読書の楽しさを知ってもらうため南関町立図書館と町内小中学校でスタンプラリーを行います。

また、一般の部として未就学児や家族も参加できます。期間中に、学校ごとおよび一般の部で本を多く読んだ上位3名を表彰します。

※7 「読書感想文・感想画コンクール」(4頁)

子どもたちが、本を読んで得た感想や感動を絵・文章に表現する行事です。各審査員が優秀賞・優良賞を決定し、選ばれた作品の作品集を刊行しています。

※8 「**団体貸出**」(5頁)

図書館の本を町内施設や小中学校に貸し出すサービスです。学校の授業や調べものの学習での利用、学級文庫としての利用など幅広い活用方法があります。

※9 「**広域利用サービス**」(5頁)

南関町と定住自立圏を締結している市町村(大牟田市、荒尾市、玉名市、長洲町、玉東町、和水町)の図書館の本を借りることができるサービスです。

また、借りた本の返却場所は、借りた自治体の図書館となります。

※10 「**こどもたちのおはなし会**」(6頁)

町内の小中学生が絵本の読み聞かせをする行事です。2020年に県童話発表大会と玉名地域童話発表大会が開催終了したことを踏まえて、子どもたちが絵本を読む場として2021年から実施しています。図書館での読み聞かせ以外に、高齢者福祉施設での読み聞かせもしています。

※11 「**たまな圏域電子図書館**」(6頁)

玉名地域定住自立圏(玉名市、玉東町、和水町、南関町)の活動で運営している電子図書館です。スマートフォンやタブレットで、オンライン上の電子書籍を閲覧できるサービスです。また、アカウントの更新期間は3年としています。

※12 「**移動図書館**」(6頁)

町内の5拠点(B&G海洋センター、ふれあい広場、農業就業改善センター、交流センター、南町民センター)へ図書館から本を持参し、そこで本を借りることができるサービスです。町内に住所があれば利用することができます。

※13 「**熊本県立図書館連携事業**」(7頁)

熊本県立図書館が所蔵する本を、町立図書館の窓口で受取・返却ができるサービスです。熊本県立図書館の利用カードを作り、ホームページから手続きすることで読みたい本が町立図書館の窓口まで届きます。

※14 「**ヤングアダルト(YA)**」(22頁)

中・高生を中心とした主に10代の児童と成人の中間に位置する世代のことです。ここでは、中高生でも大人でも楽しめる本のことを指します。

※15 「**子ども読書の日**」(22頁)

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子ども読書の推進に関する法律」により定められた日です。

※16 「**家読(うちどく)**」(23頁)

「家庭読書」の略語です。家族や身近な人と本を読んで感想を言い合ったり、好きな本を薦めあう等の活動を通し、読書習慣を共有してコミュニケーションを図り家族の絆を深める取り組みです。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。